

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレを始め、欧州や中国向け需要の低下による輸出の減少などの影響を受け、依然として厳しい状況が続き、2012年10-12月期の中小企業景況調査では、製造業を中心に、「中小企業の業況は、引き続き足踏みが見られる」としており、また、商店街の活気も同様に低迷している状況にある。

政府が目指している「強い経済」を取り戻すためには、地域の活性化が不可欠であり、そのためにも、中小企業に対しては、単なる金融支援だけでは不十分で、経営改善につながるような支援施策などの再生・活性化策が急務である。

こうした中、昨年8月に施行されたいわゆる「中小企業経営力強化支援法」では、商工会や金融機関、税理士などを経営革新等支援機関として認定し、経営支援体制を構築するとされた。

今後は、この制度を十分に機能させ、中小企業の経営改善を図り、特に、地域の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して、地元中小企業の主体的な取組と経営再建意欲を促すような支援体制を強化することが重要であり、また、経営革新等支援機関による商店街活性化戦略が商店街組織の新たな展開を示すことも期待されることである。

よって、国におかれては、次の事項について早急な対策を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 全国的な中小企業支援ネットワークや経営革新等支援機関の整備を図るなど総合的かつきめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに、中小企業への周知徹底及びフォローアップに万全を期すこと。
- 2 地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し、中小企業の経営改善を図ること。
- 3 経営革新等支援機関によるコンサルティング機能が商店街の組織力強化につながるよう支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

経済産業大臣

ブラッドパッチ療法の保険適用等脳脊髄液減少症対策の推進を求める意見書

脳脊髄液の減少等により、頭痛やめまい、全身倦怠感などの症状が起こるとされる脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷などとの関連が指摘される一方で異論もあることから、症状を訴えても脳脊髄液減少症と認められず、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されることもあり、患者とその家族は計り知れない苦痛と苦労を経験してきた。

こうした中、厚生労働省研究班は、平成 23 年に「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」の報告書に、脳脊髄液の漏出について交通事故を含む外傷が契機になるのは決して稀ではないと明記して、これまでの医学界の常識を覆すとともに、脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準を定めた。

また、昨年 5 月には、治療法として有用性が認められつつも保険適用外であったいわゆるブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成 26 年度の保険適用を目指し、7 月から国の施設基準を満たす医療機関において症例データの収集が開始されている。

さらに、研究班による脳脊髄液漏出症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約 8 割は、脳脊髄液漏出症の診断基準には該当しないとされているため、この周辺病態の解明にも大きな期待が寄せられている。

よって、国におかれては、以上の現状を踏まえ、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を迅速に定め、平成 26 年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」を今後も継続し、診療ガイドラインの早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者とその家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する先進医療に関して国の施設基準を満たす医療機関が各都道府県に最低 1 箇所は置かれるよう、その設置を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第 3 号

給付型奨学金制度の創設を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 25 年 3 月 14 日

川崎市議会議長 大 島 明 様

提出者 川崎市議会議員 浅 野 文 直

〃 菅 原 進

〃 東 正 則

〃 竹 間 幸 一

給付型奨学金制度の創設を求める意見書

日本国憲法は、第26条において全ての国民に「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を保障しており、教育基本法も第4条において「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定している。

日本を除くOECD（経済協力開発機構）の加盟国33箇国のうち、大学の授業料が無償の国は17箇国あり、残りの16箇国でも給付型の奨学金が制度化されているが、日本においては、国立大学の初年度納付金の標準額が81万7,800円と高額な上、国による給付型の奨学金がなく、有利子奨学金が約4分の3を占めている。

しかしながら、就職難や低賃金の不安定雇用が広がる状況の下、奨学金を利用していない学生のうち、利用しない理由として「将来の返済が不安」と答えた学生が3分の1に上っているという統計もあるなど、従来の貸与型の奨学金に限らず奨学金制度の拡充が求められている。

こうした中、文部科学省は、高校生を対象に返済の必要がない給付型奨学金を新設する方針を固めたところではあるが、日本の教育費に占める公費負担割合は、依然としてOECD加盟国の中で最低の水準であり、昨今の厳しい経済状況の中、貸与型奨学金制度しかないという現状では、経済的に余裕のない世帯の学生が高等教育を受ける機会を失いかねないことが危惧される。

よって、国におかれては、現行の貸与型の奨学金制度に加え、経済的に苦しい立場にあり、真に学ぶ意欲のある高校生・大学生に対しては、一定の条件の下、給付型奨学金を早急に創設されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

文部科学大臣

意見書案第4号

TPPへの交渉参加を行わないことを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成25年3月14日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者	川崎市議会議員	竹間 幸一
	〃	市古 映美
	〃	石川 建二
	〃	宮原 春夫
	〃	石田 和子
	〃	斉藤 隆司
	〃	佐野 仁昭
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	大庭 裕子
	〃	猪股 美恵

ＴＰＰへの交渉参加を行わないことを求める意見書

安倍首相は、今年２月２３日の日米首脳会談において、「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」としてＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）への交渉参加に大きく踏み出す意向を示したが、会談後に発表した日米の共同声明では、「全ての物品が交渉の対象とされる」とされ、既に交渉参加国で合意されているＴＰＰの輪郭においても「関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する」として関税と非関税障壁の撤廃が原則であることが明記されている。

一方、関税等の国境措置が撤廃された場合、自由貿易の流れが加速し、国内の農林水産業の生産額や食料自給率、農山漁村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報、金融、医療、郵政等幅広い分野、また雇用への深刻な影響も懸念されることから、これまでも多くの地方議会から反対の声が上がっている。

また、全国知事会からも慎重に国民的議論を行うことを求める「ＴＰＰ協定交渉に関する緊急要請」が昨年１１月に提出されているが、これについても無視することになり、ＴＰＰに参加した場合の分野ごとのメリット、デメリットに関する政府統一試算もないまま拙速に交渉参加を判断することは、国益を損なうことにつながる。

よって、国におかれては、農山漁村の多面的機能の発揮や食料安全保障の確保の基本理念を堅持し、食の安全・安心供給、食料自給率の確保・向上のためにも、また、東日本大震災により大きな被害を受け、早期の復旧復興を最優先に取り組んでいる状況にある東北地域の第１次産業や地域経済に大きな影響を与えないためにも、ＴＰＰへの交渉参加を行われぬよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣